

長野県漁業調整規則の一部改正について

1 長野県漁業調整規則の一部改正の経緯

汚水等の排出等の規制その他公害の防止並びに公害の紛争の処理等について必要な事項を定めた「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年長野県条例第 11 号）について、条項が一部改正されるとともに題名が「良好な生活環境の保全に関する条例」に改正された。

長野県漁業調整規則（令和 2 年長野県規則第 60 号）において、当該条例に係る規定が存在するため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

（1）改正する条項

長野県漁業調整規則第 27 条第 3 項

（2）改正の内容

当該条項中、「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

（3）施行期日

公布の日

（参考）公害の防止に関する条例の改正概要

1 題名の改正

「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改正

2 光害（ひかりがい）の防止に関する規制等の新設

- （1）屋外での照明器具の使用における措置
- （2）星空環境に関する配慮
- （3）サーチライト等の使用の禁止
- （4）光害防止のための啓発活動の実施

3 施行期日

公布の日（サーチライト等の使用の禁止については、令和 4 年 4 月 1 日）